

長与町議会基本条例

逐条解説



長 与 町 議 会

前文

町民による選挙で選ばれた議員は議会を構成し、同じく選挙で選ばれた町長は執行機関としての役割を担う二元代表制の下、ともに町政の発展と町民福祉の向上に大きな責任を負っている。議員には、多様な民意の的確な把握と町民の負託に応える活動が求められ、議会には議決機関及び監視機関としての役割とともに、議員間の自由かつ達な討議を通じた政策立案及び政策提言能力の向上、議会情報の発信、町民への説明責任を果たすことも求められている。

長与町議会は、議会改革をさらに進めるため、議会の役割と責任及び議会と議員の活動理念を明確にし、さらに「町民とともに」を基軸とした議会基本条例を定めることで、町政及び議会は町民のものであることを明らかにし、町民の幸せと町政発展に貢献しなければならない。同時に、町民に信頼される議会づくりには、この条例を遵守し、実践することが必要不可欠である。

真に豊かで活力あるまちづくりを目指すとともに、議会活動及び議会改革に真摯に取り組むことを誓い、ここに長与町議会基本条例を制定する。

【趣旨】

前文は、長与町議会基本条例制定に至った背景や制定に当たっての決意をうたったものです。

【解説】

議会基本条例を策定するに当たって、長与町議会が目指す議会像を次のとおり掲げています。

①町民とともに歩む議会

(会議の公開、議会報告会・住民懇談会、公聴会・参考人制度の活用等)

②議員が議論を深める議会

(議員間の自由討議の採用による論点・争点の抽出、質疑及び討論の充実等)

③執行機関と切磋琢磨する議会

(政策形成過程に関する資料作成の義務化、町長等の反問権等)

以上を踏まえ、前文には議会の役割と責任、議会及び議員の活動理念、自由でかつ達な討議、議会情報の公開等について条例で定めていることを明記し、「町政及び議会は町民のものである」という町民参加型の議会づくりを目指す決意を明文化しました。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、長与町議会（以下「議会」という。）と長与町長（以下「町長」という。）の二元代表制の下、議会及び長与町議会議員（以下「議員」という。）の責務、活動原則、その他基本的事項を定めることにより、長与町民（以下「町民」という。）の負託に的確に応え、もって豊かな町民生活の実現と町政の発展に寄与することを目的とする。

【趣旨】

本条は、本条例が規定している内容の概要を示し、制定の目的を明らかにするために設けたものです。

【解説】

住民が首長と議会議員を直接選挙で選ぶ二元代表制のもとでの議会の役割や責務を明確にするとともに、議会及び議員の活動のあり方など基本的事項を定めることにより、議会が町民の負託に応え、豊かな町民生活の実現と町政の発展に寄与することを目的として謳っています。

(最高規範性)

第2条 この条例は、議会における最高規範であって、議会はこの条例を遵守し議会運営を図るとともに、この条例の趣旨に反する条例等を制定してはならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

【趣旨】

本条は、本条例が長与町議会における最高規範であることを明らかにするために設けたものです。

【解説】

●第1項は、本条例が議会における最高規範であることを明らかにするとともに、議会に関する他の条例等の制定においては、議会における最高規範であるこの条例との整合を図らなければならないことを定めています。

なお、法形式的には、本条例と他の条例との間に効力の優劣をつけることはできませんが、本条例の制定目的から、本条例は、議会における最高規範性を有しているものと考えています。

●第2項は、一般選挙を経た任期開始後速やかに研修会を開催することにより、議員に条例の理念を周知させなければならないことを定めています。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、町の施策に対する意思決定を行う議決機関及び監視機関として、適切な判断と責任ある活動を行うとともに、議会活動を通じて町民の意見を町政に反映させるため、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議決責任を深く認識するとともに、町民に開かれた議会の実現のため、公正性、透明性及び信頼性を重視し、積極的な議会情報の公開により、説明責任を果たすこと。
- (2) 町民の多様な意見を把握し、独自の政策立案及び政策提言に取り組むこと。
- (3) 議会運営の申し合わせ事項は常に見直しを行うこと。
- (4) 専門的知見を活用し、議会の討議に反映させるよう努めること。

【趣旨】

本条は、議会が果たすべき役割と責任を明記し、第1条の目的を達成するための議会の基本的な活動原則を定めたものです。

【解説】

●第1号は、議会は、町民から信託された議事機関として、その議決責任の重さを深く認識し町民の意思決定【条例の制定又は改廃、予算の決定、決算の認定等】を行うとともに、町政の課題や議案の審議内容及び審議結果について、町民に対し、説明責任を果たしていくことを定めたものです。

●第2号は、議会は、議会報告会や住民懇談会など、さまざまな機会を通じて町民の意見を把握し、議員間で議論することで、それらの意見を議会独自の政策立案や政策提言に繋げていくことを定めています。

●第3号は、議会は、町民の意見や社会情勢の変化等を踏まえて、常に議会の果たす役割を検証しながら、議会運営の申し合わせ事項を見直し議会改革に努めることを定めています。

●第4号は、議会は、審議の充実のために、地方自治法第100条の2「専門的知見の活用」により、学識経験を有する者等の知見を活用することを定めています。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、町民の代表として常に町政の課題を把握し、公益性の見地から町全体を見据え、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 町民の意見を的確に把握し町政に反映させるため、議員間の自由な討議を推進することで、町政の課題に関する論点及び争点を明らかにするよう努めること。
- (2) 議会の構成員として、個別的事案の解決だけでなく、町民全体の福祉の向上を目指すこと。
- (3) 自己の能力を高めるため不断の研さんに努めること。

【趣旨】

本条は、議員の責務及び前条で規定した議会の活動原則を踏まえ、議員としての基本姿勢、議会活動における原則を定めたものです。

【解説】

●第1号は、議員は、町民の代表として、町政の課題や町民の意見、要望の把握に努め、また議会は、複数の議員が集まり言論によって物事を決める言論の府であり合議制の機関であることを認識し、議員同士で自由に活発な議論を展開していくことが重要であることから、これを活動の原則として定めています。

●第2号は、議員は特定の町民や地域、あるいは特定の団体や企業に偏らず、町政全体を見据えて広い視野で町民の福祉の向上を目指し、普遍的な活動を行うことを改めて活動原則として定めています。

●第3号は、議員は、常に研修や研究に努め、資質を高めていくことを改めて活動原則として定めています。

(議長及び副議長の選出)

第5条 議会は、議長及び副議長の選出に当たっては、選出の透明性の確保、町民に対する説明責任を果たすとともに、議会活動の方向性を明確にするため、本会議において、その職を志願する者に、所信表明の場を設ける。

【趣旨】

本条は、議長及び副議長の選出過程の透明性及び町民への説明責任を果たすため、初議会において所信表明の場を設けることを定めています。

【解説】

議会における選挙は、地方自治法第118条第1項の規定により公職選挙法の立候補制が準用されていないため、制度的に立候補制はとれません。議員全員が選挙人であり、かつ被選挙人であるため、所信表明を行っていない議員への投票があった場合、その投票は有効となります。

しかし、議会改革の一環として本会議において、正副議長になろうとする議員の所信表明の場を設けることとします。

第3章 町民と議会の関係

(町民と議会の関係)

第6条 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）等、すべての会議は原則公開とする。

2 議会は、本会議及び委員会の運営においては、公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、町民等の専門的又は政策的知見を討議に反映させるよう努めるものとする。

3 議会は、請願及び陳情の審議等においては、提案者が希望するときは意見聴取を行う機会を設けることができる。

4 議会は、議案に対する議員の賛否状況の公表等、情報の公開に努めるものとする。

5 議会は、本会議の審議及び委員会審査においては、積極的な資料の公開に努め、町民に対して分かりやすい議論を行うものとする。

6 議会は、本会議及び委員会の活動については、あらゆる情報伝達手段を使って、町民に周知するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、より開かれた議会を目指すため、積極的な情報公開を進めることを定めています。

【解説】

●第1項は、議会は、「町民とともに歩む議会」を明確にするため、本会議、常任委員会及び特別委員会など、議会が開催するすべての会議を原則として公開することを定めています。

例外として、個人情報保護など一般住民に公開することが不適当とされる場合は、議決により秘密会とすることができます。

※地方自治法第115条第1項（議事の公開の原則及び秘密会）

普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。但し、議長又は議員3人以上の発議により、出席議員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

●第2項は、議会は、議案の審議等に反映させるため、公聴会制度及び参考人制度や学識経験者の専門的知見を活用することを定めています。

●第3項は、請願及び陳情を住民参画と位置づけ、提案者が希望する場合は発言の場を設けることができることを定めています。

●第4項は、議会は、議決に対する説明責任を果たすため、議案等に対する議員個人の賛否の表明等について公表することを定めています。

●第5項は、町民に分かりやすい議論を行うという趣旨から、資料を公開することを定めています。議員の一般質問通告書については配付し、議案書は閲覧方式とします。

●第6項は、ホームページ、フェイスブックやインターネット議会中継など既に実施していますが、今後もさまざまな方法で情報公開を進めていくことを定めています。

(議会報告会等)

第7条 議会は、町政の課題等に対応するため、議員及び町民が情報、意見を交換する場として、議会報告会を年1回以上開催する。

2 議会は、町民等から要請があったとき、又は議会が必要と認めるときは、意見交換の場として、住民懇談会を開催することができる。

【趣旨】

本条は、議会報告会及び住民懇談会を開催することを定めています。

【解説】

●第1項は、町民に対する説明責任を果たすとともに、意見交換の場として議会報告会を年に1回以上開催することを定めています。

●第2項は、町民等の要請に基づく意見交換の場として、住民懇談会を開催することを定めています。

第4章 議会及び議員と執行機関の関係

(議員と執行機関の関係)

第8条 議会審議における議員と町長等執行機関及びその職員(以下「町長等」という。)は、次の各号に掲げるところにより、健全な緊張関係の保持に努めなければならない。

(1) 本会議における一般質問は、広く町政の課題に関する論点及び争点を明らかにするため、一問一答の方式で行う。

(2) 本会議又は委員会に出席した町長等は、議員から質疑又は質問を受けたときは、議長又は当該委員会の委員長の許可を得て、当該議員に対し、答弁に必要な範囲内で反問することができる。

【趣旨】

本条は、議会と執行機関が互いに緊張感を持ち、執行機関と切磋琢磨する議会を目指し定めています。

【解説】

●第1号は、一般質問で論点を明確にするため、すでに採用している「一問一答制度」を条例で明文化しています。

●第2号は、議会と執行機関の活発な議論を図るため、本会議及び委員会に出席した町長等は、議員からの質疑及び質問に対し、議長又は委員長の許可を得て、質疑・質問の趣旨や内容及び背景や根拠の確認を逆質問することができることを定めたものです。

(議会審議における論点情報の形成)

第9条 議会は、提案される重要な政策、施策、計画等（以下「政策等」という。）について、議会審議における論点及び争点を明確にし、その政策水準を高めるとともに、議決責任を担保するため、提案者に対し次の各号に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策等の提案に至った経緯及び理由
- (2) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (3) 町民参加の実施の有無とその内容
- (4) 関係法令、基本構想及び基本計画との整合性
- (5) 政策等の実施に要する経費（将来にわたる負担を含む）及びその財源等

2 議会は、予算案及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、政策説明資料の提出を求めることができる。

【趣旨】

本条は、町長等に対し議会審議に必要な情報開示を求めることについて定めています。

【解説】

●第1項は、町長等が重要な政策等を提案する場合、議会は、議決機関及び監視機関としての機能を発揮するため、各種説明資料の作成を求めることを定めています。政策等の論点・争点が明確になることで、より高度な政策論議が可能となり、町民に対する説明責任を果たすとともに、町民福祉の向上に寄与することを目指し定めています。

●第2項は、予算及び決算の審議に当たって、政策水準を高めるとともに、町民に分かりやすい審議が行われるよう、町長等に対し政策説明資料の提出を求めることができることを定めています。

(執行機関の監視及び評価)

第10条 議会は、執行機関の事務の執行が適正かつ公平に、又効率的に行われているか常に監視し、評価するとともに、必要に応じ町長等に対し適正な措置を講じることがを促し、又は代案を提案するものとする。

2 議長は、前項の代案を提案する場合は、町長等に必要な資料の提出、意見の提供及び説明等について協力を求めることができる。

3 議長は、町長等が本会議又は委員会において答弁した内容の経過について、文書により報告を求めることができる。

【趣旨】

本条は、議会の役割である監視機能の必要性を定めるとともに、執行機関と切磋琢磨する議会として、町長等に是正措置の督励や代案の提案等について定めています。

【解説】

●第1項は、執行機関と切磋琢磨する議会として議決等の執行状況等を常に監視及び評価し、必要に応じて町長等に対して適正な措置を講じるよう要望するとともに、代案を提出することを定めています。

●第2項は、議会と執行機関では、情報資料に関して対等でないことから、前項の代案を提案するために必要な情報資料の提供について、町長等に協力を求めることができることを定めています。

●第3項は、議長は、町長等が本会議又は委員会において答弁した内容に関して、その後の経過及び結果等について文書により報告を求めることができることを定めています。

第5章 自由討議の充実

(議員間の自由討議)

第11条 議会は、議案等の審議、審査又は調査においては、必要に応じて、議員相互の自由討議により議論を尽くさなければならない。

【趣旨】

本条は、議案の審議及び審査等をする場合には、町政の課題に関する論点及び争点を明らかにするため、必要に応じて議員間において自由討議を行うことを定めています。

【解説】

議員間の自由討議により、論点・争点を発見及び整理することで、執行機関に対しより深い質疑が可能となります。仮に合意形成ができなくても、真摯な議論をすることで、より良い政策にも繋げることができ、かつ町民に対する説明責任を果たすことができることから、本条を定めています。

また、長与町議会では委員会主義を採用しているため、原則として委員会において自由討議を行います。

(政策討論会)

第12条 議会は、町政に関する重要な政策及び課題等に対して共通認識を深め、もって政策立案及び政策提言を推進するため、政策討論会を開催することができる。

【趣旨】

町政の重要な政策等に関すること、議会報告会、住民懇談会などで出た政策的な課題などに対し、議員間で討論会を開催するなど協議調整を行い、論点を整理し、政策の立案等につなげることを目指し定めています。

【解説】

議会報告会や住民懇談会の開催により、町民からの町政への課題・要望が出てくるものと考えられます。「町民とともに歩む議会」を目指す長与町議会では、町民の意見、要望に対し、真摯に取り組むため、地方自治法第100条第12項に基づく協議又は調整の場として政策討論会を設けるもので、議論の過程で論点及び争点が明らかになることから、政策提案、政策提言に反映できると考えています。

第6章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実)

第13条 議会は、議員の政策形成及び政策立案能力の向上と資質向上を図るため、議会図書室及び議員研修の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、各分野の専門家その他の有識者による研修会を積極的に開催するものとする。

【趣旨】

本条は、議員の能力向上のために行う研修等について定めたものです。

【解説】

●第1項は、議会としての政策立案等の能力の向上、そして議員としての能力の向上を図るため、議会図書室の充実により、議員の調査研修に資すること及び議員研修を実施することを定めています。

●第2項は、議会は、多岐にわたる政策課題に対応するため、各分野の専門家や学識経験者等を招き、専門家の知見を取り入れた研修会を実施することを定めたものです。なお、議会が実施する研修会には、町民等も参加することができます。

(議会事務局)

第14条 議会は、議員の政策提言及び政策立案能力を向上させ、議会運営を円滑かつ効率的に進めるため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化に努めるものとする。

2 議長は、議会事務局の組織体制の整備を図るため、必要に応じて町長と協議するものとする。

【趣旨】

本条は、議会活動を補助する議会事務局の体制整備について定めたものです。

【解説】

●第1項は、議会改革を進めていく中で、議会事務局の持つ役割は総務及び議事機能と併せて、調査研究や政策立案能力の向上など、提案型の事務局機能の必要性を定めています。

●第2項は、執行機関と切磋琢磨する議会を目指すためにも、事務局体制の整備について議会としての意志を示すとともに、議長は、町長と協議することを定めています。

(広報広聴機能の充実)

第15条 議会は、議会活動の情報公開を積極的に推進するため、議会広報紙を利用して、町民に分かりやすく周知するよう努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することで、より多くの町民が議会と町政に関心を持つよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、町民と議会の関係構築に必要な広報機能、広聴機能の充実について定めています。

【解説】

●第1項は、議会広報紙は、広く町民に対して議会の活動や賛否表も含む審議の結果などの情報を提供し、その説明責任を果たす最も重要な手法であるため、町民に分かりやすい周知に努めることを定めています。

●第2項は、フェイスブックでの情報発信、ユーストリームを用いた議会放映も現在すでに実施していますが、今後さらに町民に親しまれる議会情報の発信を積極的に進めることを定めています。

(調査機関の設置)

第16条 議会は、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

【趣旨】

本条は、学識経験者等の知見を活用するための調査機関の設置について定めています。

【解説】

参考人・公聴会制度は、参考人や広聴人から委員会が一方的に意見を聴く場です。これでは、相互に議論を交わし適正な判断や政策等を求めていくことはできません。

そこで、学識経験者等が与えられた課題に対して自由に発言できる調査機関を設け、町政の課題に対する論点整理等に反映させるとともに、政策立案及び提言につなげていけるよう調査機関の設置について定めています。

第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第17条 議員は、町民全体の代表者として、その倫理性を常に自覚し、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

2 前項のほか、長与町議会議員政治倫理条例（平成25年条例第22号）の定めるところによる。

【趣旨】

本条は、議員としての倫理観と姿勢について定めたものです。

【解説】

議員は、町民全体の奉仕者であり、町政に対する町民の信頼性の確保の観点からも、倫理性が求められています。具体的遵守事項等については「長与町議会議員政治倫理条例」を制定しています。

(議員定数)

第18条 議員の定数は、長与町議会議員定数条例（昭和26年条例第7号。次項において「議員定数条例」という。）に定めるところによる。

2 委員会又は議員は、議員定数条例の改正議案を提出しようとするときは、明確な改正理由を付して提出するものとする。

【趣旨】

本条は、議員の定数について定めています。

【解説】

長与町議会議員の定数については、長与町議会議員定数条例で定め、その改正については、慎重な議論に基づく改正理由が必要であることを定めています。

(議員報酬)

第19条 議員報酬は、長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年条例第3号。次項において「議員報酬等条例」という。）に定めるところによる。

2 委員会又は議員は、議員報酬等条例の改正議案を提出しようとするときは、明確な改正理由を付して提出するものとする。

【趣旨】

本条は、議員報酬について定めています。

【解説】

長与町議会議員の報酬については、長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例で定められており、その改正については、慎重な議論に基づく改正理由が必要であることを定めています。

第8章 災害時の対応

(災害対応)

第20条 議会は、災害の緊急事態から町民の生命及び財産並びに生活の平穏を守るため、総合的かつ機能的活動が図られるよう、町長等と協力し、危機管理体制の整備に努めるものとする。

2 議会は、災害の緊急事態が発生し、長与町災害対策本部が設置されたときは、別に定める長与町議会災害対応要領により活動を行うものとする。

【趣旨】

本条は、本町における災害で、長与町災害対策本部が設置された場合に、議会としての対応について定めています。

【解説】

本町において大災害が発生したときに、長与町議会が長与町災害対策本部と連携し、災害対策活動を支援することを定めています。

第9章 見直し手続

(見直し手続)

第21条 議会は、社会情勢の変化、町民の意思等を勘案して、議会運営に係る不断の評価と改善を行い、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 議会は、この条例を改正するに当たっては、町民に対する説明責任を果たすため、本会議において改正の理由を説明しなければならない。

【趣旨】

本条は、本条例の見直し手続きについて定めています。

【解説】

●第1項は、この条例は、議会改革の起点となるものでありますが、条例は不変のものではなく、議会改革を進める上では、所用の整備が必要であり、不断の評価と改善を行うことを定めています。

●第2項は、町民に対する説明責任を果たすため、本会議において改正理由の説明をすることを定めています。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月24日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。